ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし、フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）は、次の規格に適合しなければならない。

a　溶出規格

①　ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

②　蒸発残留物

30μg／mL以下

③　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

3．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　材質規格

①　ジブチルスズ化合物

50μg／g以下

②　リン酸トリクレジル

1mg／g以下

③　塩化ビニル

1μg／g以下

ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装（ただし，フェノール樹脂，メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。）は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　溶出試験

①　ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

②　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。

（新設）

3．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　材質試験

①　ジブチルスズ化合物

試料を細切又は粉砕し、その0.5gを量り、共栓付フラスコに入れる。アセトン及びヘキサンの混液（３：７）20mL及び塩酸１滴を加え、密栓をして約40℃に保ちながら時々振り混ぜて一晩放置する。冷後、この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、減圧濃縮器を用いて40℃以下で約１mLまで濃縮する。次いで、ヘキサンを用いて25mLのメスフラスコに移し、ヘキサンを加えて25.0mLとする。毎分2,500回転で、約10分間遠心分離を行い、上澄液を試験溶液として添加剤試験法中のジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／g以下となる。

②　クレゾールリン酸エステル

試料を細切又は粉砕し、その0.5gを量り、共栓付フラスコに入れる。アセトニトリル15mLを加え、密栓をして約40℃に保ちながら一晩放置する。この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、アセトニトリルを加えて25mLとし、これをアセトニトリル抽出液とする。あらかじめアセトニトリル５mL並びにアセトニトリル及び水の混液（１：１）５mLをそれぞれ注入して流したオクタデシルシリル化シリカゲルミニカラムに、アセトニトリル抽出液５mLと水５mLを混和して注入する。その後、アセトニトリル及び水の混液（２：１）で溶出して溶出液10mLを採取する。これを試験溶液として添加剤試験法中のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１mg／g以下となる。

③　塩化ビニル

試料を細切し、その0.5gを量り、20mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れる。次いで、N，N―ジメチルアセトアミド2.5mLを加え、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／g以下となる。ただし、溶解が困難な試料にあっては、密封後常温で時々振り混ぜて一晩放置したものを試験溶液とする。